

【後期 第一問】

被告人 X は、前刑務所出所後いわゆるホームレス生活をしていて、置引きで金を得るなどしていたものである。平成 25 年 9 月 26 日午後 5 時 40 分頃、都内の駅近くの公園のベンチに座った際に、隣のベンチで A がカバンをベンチの上に置いたまま話し込んでいるのを見かけ、もし置き忘れたら持ち帰ろうと考え、本を読むふりをしながら様子を窺っていた。A は午後 6 時 20 分頃、本件カバンをベンチの上に置き忘れたまま友人を駅の改札口まで見送るために友達と共にその場を離れた。X は、A がもう少し離れたら本件カバンを取ろうと思って注視していたところ、A は、置き忘れたことに全く気づかないまま駅の方に歩いて行った。X は A が公園出口にある横断歩道橋を上りベンチから約 40m の距離のあるその階段降り場まで行ったのを見届けて、自身の周りに人もいなかったことから、今だと思いカバンを取り上げ、胸に抱えたままその場から離れ、公園内の公衆便所に入り、カバンの中から財布を取り出し現金を抜き取った。

他方、A は上記歩道橋からを渡り約 500m 離れた駅の改札付近まで 6 分ほど歩いたところで、カバンを置き忘れたことに気づき、ベンチの所まで走って戻ったが(公園を出てから戻ってくるまで 10 分程度であった)、すでにカバンは無くなっていた。その後、A を追って公園に戻ってきた友人が機転を利かせて自身の携帯電話で本件カバンの中にあるはずの A の携帯電話に電話したため、トイレ内で携帯電話が鳴り始め、X は慌ててトイレから出てきて逃走をはかろうとした。しかし、X は A らに取り押さえられ、問い詰められた末に、犯行を認めたので現行犯逮捕されるに至った。

X の罪責を論ぜよ。

参考判例：最高裁平成 16 年 8 月 25 日第三小法廷決定